

現場説明書

1 工 事 名 有馬浄水場外柵塗装工事
2 監 督 員 技術部 浄水課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要
契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する しない
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(——回以内) しない

6. ~~継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 <small>(請負代金額に対する割合)</small>	前払金の上限
初年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%
第2年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%
第3年度(——年度)	——%	支払限度額・請負代金額の——%

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。

- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
 - ・ 施工体制台帳
 - ・ 施工体系図
 - ・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）

- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- ア 支 給 材 料 ~~あり~~ なし
- イ 貸 与 品 ~~あり~~ なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- 部分引渡し指定部分 ~~あり~~ なし

(8) 火災保険等の関係

- 火災保険その他の保険の付保条件 ~~あり~~ なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に参加せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評価において考慮される事となる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

- (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

- (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

有馬浄水場外柵塗装工事 特記仕様書

本工事の仕様は、当局水道工事共通仕様書（平成 28 年 10 月）に定められたもののほか、当特記仕様書に定められたものとする。

1 工程表の提出

当該施設はテロ対策のため施錠されており、関係者以外立ち入り禁止となっている。そのため、詳細な週間及び月間工程表を事前に作成して監督員に提出し、施工日を明確にすること。

2 鍵借用願の提出

当該施設はテロ対策により施錠されているため、鍵の借用願を事前に提出すること。なお、鍵借用願の様式は、請負後に監督員より通知する。

3 耐候性塗装仕様

耐候性塗装の仕様については、以下のとおりとする。

項目	種別	規格	標準使用量
素地調整	3種ケレン		
下塗り(1回目)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551	0.20kg/m ²
下塗り(2回目)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	JIS K 5551	0.20kg/m ²
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料(白)	JIS K 5659	0.14kg/m ²
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(黄・オレンジ)	JIS K 5659	0.12kg/m ²

※ 参考文献 「鋼道路橋塗装・防食便覧」 (社)日本道路協会発行 (平成 26 年 3 月)

4 格子、枠補修

格子、枠の補修については、事前に補修箇所数の調査を行い、図面等を作成して監督員と現場にて確認を行うこと。また、新規鋼材を取り付けた箇所は、溶接箇所及び作業によるスケール、錆、油脂、汚れ、埃等の異物を除去して4時間以内に下塗り(1回目)を施すこと。

5 素地調整(3種ケレン)

素地調整におけるケレンについては、ワイヤーブラシ等のパワーツールにより、スケール、錆、油脂、汚れ、埃等の異物を除去し、活膜は残すこと。なお、著しい発錆部はケレン作業にて錆、塗膜を十分に除去して素地面を露出させ、4時間以内に下塗り材の弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料を塗布して錆止めを施すこと。

6 塗料の色

外柵塗装に用いる塗料の色は、監督員と協議により決定すること。

7 塗布量の検査

塗布量については、原料容器にて塗布前の充缶と塗布後の缶量確認を行うこと。

8 塗装歴表示板

塗装歴表示板には、使用材料（商品名、塗装メーカー名）、請負者名、しゅん工年月日を記載し設置すること。なお設置場所については、監督員と協議すること。

9 安全対策

施工場所での転落及び転倒の危険がある場所では、万全の安全対策を講ずること。また、脚立足場設置個所については、揺れや転倒防止措置を講ずること。

10 検便の実施について

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法 21 条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 O-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6カ月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

- (1) 水工程に直接触れて作業する者
- (2) 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
- (3) 6か月を越えて従事する者

11 数値基準、単価世代及び積算参考資料について

数値基準、単価世代及び積算参考資料については、上下水道局ホームページ→事業者の皆さまへ→請負工事に関する各種書類のダウンロード→上水道→水道工事積算単価関係内の「水道工事の数値基準等について」を参照すること。

12 建設副産物実態調査の作業手順（元請業者が行う）について

別途添付の「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照とする。

13 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| 1) 水道事業実務必携 | 令和2年度版 |
| 2) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） | 令和2年8月1日版 |
| 3) 積算参考資料（土木工事編） | 令和2年8月1日版 |
| 4) 建設機械等損料表 | 令和2年度版 |

14 しゅん工検査時に必要な書類について

しゅん工検査時は「管路工事しゅん工図書等提出物一覧表で指定している図書」及び、「工事履行報告書」を作成し、提出すること。なお、「工事履行報告書」は請負金額 500 万円以上の場合のみ提出すること。

- 1) 管路工事しゅん工図書等提出物一覧表
横須賀市上下水道局 水道工事共通仕様書 平成 28 年 10 月の別冊

2) 工事履行報告書

横須賀市ホームページ>市政情報>入札・契約・検査>検査情報>土木工事関係書類
一覧表

15 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

16 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立合いの上、上下水道局が実施する下検査を受けなければならない。

17 その他

上記の内容について疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備 考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂(RC-10) など
	砕石	鉱さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<http://www.recycle.jacic.or.jp/>から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
- (7) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、再生資源利用(促進)計画書、再生資源利用(促進)実施書および建設リサイクル法に基づく再資源化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm³」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m³

埋戻し 20 m³ (締めm³) …… 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m³ (地山m³) …… 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m³ / 変化率C (仮に0.9とする) = 22 m³

処分 78 m³ (地山m³) …… 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100 \text{ m}^3 - 22 \text{ m}^3 = 78 \text{ m}^3$$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土
	再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県コンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

1 適用

本仕様書は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行にあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 対象期間

現場着手日から現場施工最終日までの期間とする。ただし、現場施工最終日が完成期限の20日前を超える場合は、完成期限の20日前までとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

4 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び熱中症対策の補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

5 実施報告

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、指定の様式を用いて作成した以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果
- ②熱中症対策実施報告書
- ③真夏日率等算定表

6 様式ほか資料

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、**財務部技術管理課**のホームページ「各部局の工事積算情報」で確認すること。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

施工条件明示事項

工事名 有馬浄水場外柵塗装工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
■ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	当該施工場所は海老名市道に隣接しているため、人や車両の往来等に関しては十分に注意しながら施工にあたること。
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の私有地等の借地	
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
■ (公害・排水等) 周辺環境関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	ケレン作業時は粉じん等が周囲に飛散しないよう、飛散防止措置を講ずること。
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	
■ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制が生じた場合には、監督員と協議する。
	<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工道 工事路 関係	□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	□ 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	□ 仮設道路の設置	
	□ 一般道路の占有	
□ 仮設 設備 関係	□ 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	□ 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	□ 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設 副産物 関係	□ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液 関係 注係	□ 薬液注入工法の施工	
	□ 周辺環境への調査	
□ 工事 物件 支障等	□ 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	
	□ 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	
■ その他	■ 工事用資機材の保管及び仮置き	場内に工事用資機材の保管及び仮置きを希望する場合には、監督員に申し出て許可を得ること。
	□ 工事現場発成品	
	□ 支給材料及び貸与品	
	□ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	□ 架設工法の指定	
	□ 工事用水、電力等の指定	
	□ 新技術・新工法・特許工法の指定	
	□ 部分使用	
	□ 給水の必要	
	□ 電子納品対象工事特記仕様書	
□ その他		

有馬浄水場外柵塗装工事 工事設計書

単価適用日 令和3年4月1日

総括表
設計

令和 3年度	工事番号		技術管理者	課長	係長等	予算担当	係長等	係長等	審査	
工事名		有馬浄水場外柵塗装工事								
ブック番号					工事場所		海老名市中河内1767番地			
予算科目		款 水道事業費用		項 営業費用		目 浄水費		節 修繕費		細節
工事概要	<p>本工事は、上記地内における水道施設の外柵が劣化しているため塗装の塗り替えをおこなうもので、工事概要は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>外柵塗装工事 ふっ素樹脂塗料 一式</p>									
	<p>工期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日</p>									
工事日数		110 日								

設 計 基 本 情 報

設計情報

設計書番号	100004
設計種別	当初設計
工事番号	
工事名	有馬浄水場外柵塗装工事
ブロック番号	

諸経費情報

単価世代	令和3年4月1日
単価採用地区	厚木
諸経費の工種	構造物工事（浄水場等）
施工地域補正	補正無し
前払金支出割合	40 %
契約保証費	契約保証無し

(100004-0)

本 工 事 内 訳 書

工種:									
費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
直接工事費				式	1				
共通仮設費				式	1				
		共通仮設費率計算額		式	1				
純工事費				式	1				
		現場管理費		式	1				
		現場管理費率計算額		式	1				
工事原価				式	1				
		一般管理費等		式	1				
		一般管理費率計算額		式	1				
工事価格				式	1				
消費税相当額				式	1				
本工事費				式	1				

(100004-0)

直接工事費内訳書

工種:

費目	工種	種別	細別 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	外柵塗装塗替工		ふっ素樹脂塗料	式	1			第1号内訳書, A0001//1
	外柵補修工			式	1			第2号内訳書, A0002//1
直接工事費計								

- 2 -

(100004-0)

外柵塗装塗替工 1式当り内訳書

種別: ふっ素樹脂塗料

形状:

備考:

第1号内訳書
A0001-0000-01

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整	3種ケレンB 材工共	m ²	676			V0001//4(特)
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂 2層 材工共	m ²	676			V0001//5(特)
中塗	弱溶剤形ふっ素 はけ・ローラー 淡影 材工共	m ²	676			V0001//6(特)
上塗	弱溶剤形ふっ素 はけ・ローラー 赤系 材工共	m ²	676			V0001//7(特)
脚立足場	存置1カ月 高1.8m 並列	床m ²	246			V0001//8(特)
塗装表示履歴板製作取付	亚克力板 210*300*t=3mm 材工共	枚	1			V0001//9(特)
合計		式	1			

- 3 -

(10004-0)

第2号内訳書 A0002-0000-01		外柵補修工 1式当り内訳書				種別:	形状:	備考:					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
縦格子交換		切斯・溶接	5mあたり1箇所 材工共	箇所		49						V0002//2(特)	
格子根元当て板		切斯・溶接	3mあたり1箇所 材工共	箇所		82						V0002//3(特)	
合	計			式		1							

見積參考資料

特有基礎単価一覧

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
素地調整 3種ケレンB 材工共	m2	1	1,067		V0001//4 局独自
下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂 2層 材工共	m2	1	1,490		V0001//5 局独自
中塗 弱溶剤形ふっ素 はけ・ローラー 淡彩 材工共	m2	1	722		V0001//6 局独自
上塗 弱溶剤形ふっ素 はけ・ローラー 赤系 材工共	m2	1	1,555		V0001//7 局独自
脚立足場 存置1カ月 高1.8m 並列	床㎡	1	360		V0001//8 局独自
塗装表示履歴板製作取付 アクリル板 210*300*t=3mm 材工共	枚	1	26,400		V0001//9 局独自
縦格子交換 切断・溶接 5mあたり1箇所 材工共	箇所	1	7,300		V0002//2 局独自
格子根元当て板 切断・溶接 3mあたり1箇所 材工共	箇所	1	4,230		V0002//3 局独自